

埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金運営部会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金(以下「基金」という。)の活用により地域福祉の振興を図るため、埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱第6条に基づき、埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金運営部会(以下「運営部会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 運営部会は、次のうち福祉部長が選任する者で構成する。

- (1) 社会福祉事業に関して学識経験を有する者
- (2) 地域福祉に関する市民活動の実践者
- (3) 社会福祉協議会職員
- (4) 報道関係者
- (5) 過去における寄附者及び民間企業
- (6) 福祉部福祉政策課長

2 運営部会に部会長、副部会長を置き、互選により定める。

(検討事項)

第3条 運営部会は、基金を活用して県が行う事業に係る事項のほか、委員会で決定した事項又は埼玉県地域福祉推進委員会委員長(以下「委員長」という。)が部会で検討することが適当であると判断した事項について検討する。

(報告)

第4条 部会長は、委員長から指示があった場合、又は部会長が必要があると認める場合は、委員長に対して、検討結果について報告する。

(庶務)

第5条 運営部会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営部会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。